

論点に関連する裁判例

- 【請求棄却事案】** ※ 追加事案を除き、令和2年、3年の控訴審判決での請求棄却（国勝訴）事案を提示
- 発病の有無 A8、追加1、追加2
 - 発病時期 A1、A5、A9、A10、A13、A17
 - 悪化 A1、A6、A7、A18、A20、追加3
 - 治ゆ A19、追加4
- 【請求認容事案】** ※ 追加事案を除き、平成23年11月から令和3年12月までの請求認容（国敗訴）事案
- 発病の有無 B7、B10、B13、B20、B32、B43、B55
 - 発病時期 B15、B17、B21、B22、B24、B34、B39、B47、B50
 - 悪化 B30、B40、追加
 - 治ゆ B2、B18、B40、B41、B47

追加事案を除き、第3回資料3の一部を再掲したもの

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
A1	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 48歳 男性 発病時期 平成22年6月頃 職種 資材製造業務 経過 東京地裁 国勝訴 (令和元年7月4日) 東京高裁 国勝訴 (令和2年1月15日) 	無	反復性うつ病性障害 神経衰弱	<p>平成22年7月に設計会社に不動産営業職として入社し、平成23年1月には資材製造部門に異動した。</p> <p>平成23年6月24日の業務中に加工機と移動テーブルの間に挟まれる事故に遭い、骨盤骨折と診断され52日間入院した。その後、心身の不調を感じ医療機関を受診したところ、「うつ病エピソード、神経衰弱」と診断された。</p> <p>なお、平成21年5月に「うつ状態、不眠」、平成22年6月から23年6月まで別のメンタルクリニックを受診し、「社会恐怖」と診断されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 悪化 出来事評価 配置転換 事故災害の体験 悪化の出来事評価 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 遅くとも平成22年6月頃に反復性うつ病性障害を発病していたものと認めるのが相当である。 悪化 当該精神障害の症状が平成23年7月又は11月頃に悪化したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、かえって、その頃に症状が安定又は改善していることをうかがわせる事情があることに照らし、悪化したと認めることはできないというべき。 出来事評価 (精神障害発病の業務起因性) 平成22年6月頃の発病について業務起因性を裏付けるような事情は見当たらない。 (精神障害悪化の業務起因性) 仮に平成23年1月頃に本件精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められるとしても、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事はもとより、心理的負荷の強度を「強」とすべき出来事も存在しない(悪化前6か月の時間外労働時間数は、最大で43時間45分であり、労働時間をもって総合評価を「強」と判断することはできない。また、平成23年1月の異動は、新しい業務に対応するのに多大な労力を要したり、異例なほど重い責任を課したりするものではなく、控訴人の業務適性を考慮して決定したものであり、通勤に往復約5時間を要することを考慮しても、「配置転換があった」の「中」を超えるものではない。) したがって、「特別な出来事」を要件としない通常の基準で業務起因性を判断すべきとの主張を前提としても精神障害の悪化に業務起因性は認められない。
A5	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 21歳 男性 発病時期 平成26年3月頃 職種 DTPオペレータ 経過 広島地裁 国勝訴 (令和元年9月11日) 広島高裁 国勝訴 (令和2年8月27日) 	有	適応障害	<p>平成26年1月からアルバイトでDTPオペレータ（VDT機器を使用し文章・画像等の作成・編集等を行う業務）として勤務を開始し、同年3月から正社員になったが、同年4月11日夜間に退職を申し出、翌12日午前2時40分頃、自宅ベランダから飛び降り死亡した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 仕事内容の変化 上司とのトラブル 個体側要因 既往歴 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 (控訴人が平成26年4月11日の発病と主張していることに対し、)控訴人らは、同年3月末頃から亡子の変調に気付き、各自これに対応すべく行動に起こしていたこと、同年4月11日の対応も、亡子に変調が生じていることに既に気付いていたと考えられることに照らすと、亡子の上記言動から、その適応障害が4月11日の帰宅時に初めて発病したと認めるのは相当でない。以上から、平成26年3月末頃に発病したと認めるのが相当である。 出来事評価 亡子は、正社員として雇用された後もアルバイト勤務時と同一の部署に配属され、同様の業務に従事していたが、正社員として雇用されたことにより、時間で仕事が区切られるアルバイトとは異なり、締め切りに向けて仕事を完成させることを目標にするようになったことから、その職責及び仕事量はアルバイト勤務時とは大きく変化したというべきであって、時間外労働時間数は20時間以上増加し、かつ、1月当たり45時間以上に相当していることに照らすと、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」の「中」に該当する出来事であったと認められる。 (就業規則の規定に基づく手続きによらずに亡子が欠勤したことについて、)平成26年3月27日の上司の指導、4月1日の昼礼での上司の発言は、上司から業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたに該当するにとどまる出来事であるから、「上司とのトラブルがあった」の「弱」に該当する。 以上のとおり、心理的負荷の強度は全体評価としては「中」とどまり、業務による強い心理的負荷があったとは認められない。 個体側要因 小学6年生以来の精神障害の治療歴が認められ、平成23年には入院し、その後約1年にわたり、かなり精神不安定な時期があったことがうかがえる。また、亡子は、本件会社に対し、上記治療歴を一切伝えておらず、本件会社関係者は誰もそのことを知らなかったのであるから、本件会社としては亡子について平均的労働者として遇することで足り、その治療歴に応じた対応をとる義務があったとは認められない。適応障害を発症したことについて、上記治療歴に現れている、亡子の元々の素因が影響している可能性は否定できない。
A6	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 25歳 男性 発病時期 平成6年10月頃 (悪化時期 平成13年10月頃) 職種 情報処理技術者 経過 札幌地裁 国勝訴 (令和元年11月1日) 札幌高裁 国勝訴 (令和2年9月25日) 	無	統合失調症	<p>控訴人は、平成6年11月に統合失調症と診断され、以降、薬を服用しながら勤務を続け、数社を転々した後、平成12年4月に発病時に就労していた会社とは別法人の本件システム会社に入社し、営業部の専門職として勤務していた。</p> <p>請求人によると業務量が膨大であったことから、平成13年10月頃に精神障害が悪化し、休職に至った。</p> <p>平成14年11月及び平成16年12月にそれぞれ別の医療機関で統合失調症と診断された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 悪化 悪化の出来事評価 	<ul style="list-style-type: none"> 悪化 統合失調症を発症したのは平成6年11月頃である。精神障害が悪化したものと医学的に認められる時期は、平成13年10月頃である。 出来事評価 精神障害悪化の業務起因性は、悪化の直近6か月、すなわち平成13年4月頃から10月頃までの間に、認定基準における「特別な出来事」が認められるかを判断すれば足りるというべき。 悪化前の6か月間における時間外労働時間は、最大でも1か月当たり20時間を超えず、極度の長時間労働があったとはいえない。生死にかかわり、極度の苦痛を伴うなどの病気や負傷が生じたことや、他人を死亡させ又は負傷させたこと、セクシュアルハラスメントを受けたこと、これらに類する事情をうかがわせる証拠はなく、「特別な出来事」に該当する事情を認めることはできない。 また、仮に平成13年1月から同年夏頃までの間に精神障害が悪化したとしても、「特別な出来事」は認められず、悪化の業務起因性は認められない。

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
A7	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 47歳 男性 ・発病時期 平成25年6月頃 ・職種 郵便営業部管理職 ・経過 名古屋地裁 国勝訴 (平成31年4月17日) 名古屋高裁 国勝訴 (令和2年11月18日) 	有	うつ病エピソード	<p>平成5年に旧郵政省に入省し、平成25年4月に本件郵便局窓口営業部に配置転換され、課長としてかんぽ生命、ゆうちょ銀行・損保保険等の渉外業務に従事していた。</p> <p>平成25年6月頃から年上の部下の言動により精神的不調を来したとして、同年7月に医療機関を受診し「うつ病」と診断され、通院治療をすることとなった。</p> <p>平成25年10月1日から休業療養、平成26年1月10日に復帰したが、同月25日に縊死した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事評価 配置転換 部下とのトラブル ・悪化の出来事評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事評価 亡夫が平成25年4月に本件郵便局に配置転換されてから同年6月頃に本件精神障害を発病するまでの間に、職務において部下である主任との間でトラブル（主任が職務において課長という上位にある亡夫に対する常識的な配慮に欠け、行き過ぎと思われる言動を行う等の状況が少なからず見受けられた）があり、これは、「部下とのトラブルがあった」の「中」に該当する。 控訴人は、主任が「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」の「上司等」にあたりと主張するが、亡夫は保険営業の経験が長く、赴任前にも管理職に登用されており、主任の知識や経験に頼らなければ業務を行えないということではできない上、課長代理は亡夫に非協力的ではなく、関係性に問題はなく、亡夫が課長として課を把握し、業務を遂行すること自体が困難であったと直ちに認めることもできない。したがって、主任が改正心理的負荷評価表の「上司等」に当たるとはいえない。 ・悪化の出来事評価 控訴人が主張する本件精神障害の増悪の原因となった出来事の心理的負荷の強度は、平成25年9月30日の出来事（事業場に帰局する時刻が遅れてはならない日に亡夫が遅れたことで、主任や上司の副局長から注意を受けたこと）が「中」、平成26年1月10日の本件ミーティング（亡夫の職場復帰日のミーティングで主任から一方的に問い詰められ、副局長が主任に取り入るような発言をしたこと）の出来事が「中」である。これらの出来事はいずれも背後に亡夫と主任の人間関係のトラブルがあることから、これらを関連する出来事として全体評価するとしても、両者には約3か月の期間がある上、本件ミーティングが行われたのが約1時間程度、前者はより短時間であることからすれば、心理的負荷の強度の全体評価は、「特別な出来事」に当たらないことはもちろん、「強」にも至らず、「中」にとどまるものと認められる。
A8	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡当時 36歳 男性 ・死亡日時 平成22年3月19日 ・職種 営業管理業務 ・経過 名古屋地裁 国勝訴 (令和2年1月29日) 名古屋高裁 国勝訴 (令和2年11月24日) 	有	発病なし	<p>亡夫は、A薬品工業に採用され、平成19年4月から医薬営業本部において課長代理として販売計画立案等の業務に従事していたところ、平成22年3月19日に自宅近くのマンションから転落して死亡した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発病の有無（自殺） ・出来事評価 仕事内容の変化 2週間以上の連動 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病の有無 自殺前に認定基準上の対象疾病である精神障害を発病していたと認めることはできない。 自殺の背景に精神障害があることは高度な蓋然性をもって認められる事実であり、自殺を決意するについて了解可能な理由が存すること等の特段の事情がないにもかかわらず、発病を否定することは経験則に反するとの主張は、医学的に確立しているとは認められず、また認定基準が採用する精神障害発病の有無の判断方法とも異なるものであり、採用できない。 なお、亡夫は、不倫問題を抱えていたことから、自殺に至る原因が何ら見当たらないわけではない。 ・出来事評価（予備的判断） 平成22年1月から同年2月にかけての時間外労働時間数（発病前3か月27時間、発病前2か月82時間）及び連続勤務（平成22年1月17日から同月29日まで13連動）は、それぞれ「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当するが、数年にわたって繁忙期を複数回経験し、労働時間の増加も事前に予測できたものであることからすれば、初めて経験する場合に比べ、心理的負荷はより低いものと評価すべきである。また、連続勤務を行っていた間の労働密度は必ずしも常時高かったものとは認められず、以上を総合すると「強」とまでいえない。 その他業務による心理的負荷となり得る事情をみても重視すべき事実は認められず、業務による心理的負荷の強度は精神障害を発病させる程度のものであったとはいえないから、仮に精神障害を発病していたとしても、業務起因性は認められない。
A9	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 42歳 男性 ・発病時期 平成23年10月中旬頃 ・職種 自動車販売営業 ・経過 大阪地裁 国勝訴 (令和2年2月17日) 大阪高裁 国勝訴 (令和2年12月10日) 	有	うつ病	<p>亡夫は、平成元年4月に本件自動車販売会社に技術職として入社し、平成14年からは本人の希望で営業職として勤務していたところ、平成23年10月19日に自宅ベランダで縊死しているところを発見された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 ・恒常的長時間労働 ・出来事評価 達成困難なノルマ ・業務外の出来事評価 親族が死亡した ローンを借りた 	<ul style="list-style-type: none"> ・発病時期 亡夫は、平成23年10月中旬頃、うつ病エピソードを発症した。 平成23年5月頃又は平成22年12月頃に「適応障害」を発症し、平成23年10月にうつ病エピソードへ移行したとの主張は、平成23年9月以前に適応障害に該当するような症状があったと認めることができず、適応障害を発病したと認めることはできない。 ・恒常的長時間労働 恒常的長時間労働について、発病前6か月間の時間外労働時間数は最大で約61時間であることから、心理的負荷の強度は「弱」に相当する。 ・出来事評価 ノルマの強制について、人事・給与面で直ちに不利益に結びつくものでなく、相当の努力によっても到底達成困難であったとまでは認められないなどから、心理的負荷の強度は、「中」程度にとどまる。 「自爆営業」（亡夫は車を販売した顧客3名の月々のローンの支払いをそれぞれ月1万円ないし2万円程度、平成23年7月から同10月にかけて負担するという自爆営業を行っていた。亡夫は、本件会社に知られないように自爆営業を行っていた。）は会社が禁止し、店長からも行わないよう指導しており、自爆営業を強要されていた事実は認められず、また、行わなければならない状況に追い込まれていたとは認められないから、自爆営業があったとしても、業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したと評価することができない。 ・業務外の出来事評価 肉親の死亡、多額の住宅ローンを負うなど、「強」となるものを含む出来事が複数存在し、相当程度影響を与えた可能性が認められる。

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
A10	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 31歳 男性 発病時期 平成25年7月上旬 職種 障害者施設介助員 経過 宮崎地裁 国勝訴 (令和2年2月12日) 福岡高裁 国勝訴 (令和3年1月13日) 	有	適応障害	<p>亡子は、平成20年12月から社会福祉法人が運営する障害者支援施設に介助員として勤務していた。</p> <p>平成25年6月18日に上司から「家族会」アンケートに関して指摘を受け、また、上司から班会議の議事録を2回書き直すように命じられる出来事が発生した。さらに、同年7月5日に棟会議で利用者のためのジュース代が記録上より足りず、亡子が説明を求められる出来事が発生した。</p> <p>亡子は、平成25年7月8日に自宅で縊頸し死亡した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 上司とのトラブル 個体側要因 性格傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 上司等から利用者のためのジュース代を盗難したとの疑いをかけられたと思い悩んだ平成25年7月上旬頃が発病時期である。 出来事評価 家族会で行ったアンケートに関し上司から何らかの指摘を受けた出来事、議事録の書き直しを命じられたことは、上司から業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたものと認められるが、心理的負担は軽度にとどまる。 上司からジュース代の不足や精算について追加説明を求められた出来事は、軽度とはいえ心理的負担を与えるものであったといふべきであるが、一般的な労働者が精神障害を発症するほどの強い心理的負担を与える出来事と認めることはできない。 これらの出来事が約3か月間に発生したことを全体的に評価しても平均的な労働者が精神疾患を発症するほど重度の心理的負担がかかったと認めることができない。 個体側要因 治療歴はないものの、真面目で繊細な性格で、明るいと落ち込んだときの落差が激しく、嫌なことがあると飲酒で紛らわすところがあり、顔面神経麻痺を発症した経緯もあることからストレス脆弱性があつたと認められ、これが大きな要因となって精神疾患を発症し、自殺に至った可能性を否定できない。
A13	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 43歳 女性 発病時期 平成24年5月頃 職種 生活支援員兼コーディネーター 経過 高知地裁 国敗訴 (平成31年4月12日) 高松高裁 国勝訴 (令和3年2月4日) 	無	うつ病エピソード	<p>平成9年から聴覚障害者協会の手話通訳者として勤務し、平成23年4月から社会福祉法人に移籍となり、本件配属先で生活支援員兼コーディネーターとして勤務していた。</p> <p>平成24年4月から易疲労、気持ち不安定になるなどしたため、同年5月に医療機関を受診したところ「うつ病」と診断された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 判断の枠組み 発病時期 出来事評価 賃金の多寡 仕事内容の変化 配置転換 上司とのトラブル 同僚とのトラブル 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の枠組み (被控訴人が、被災者の業務による心理的負担を被災者の置かれた立場、地位、仕事の性質、労働時間、職場環境や状況、個体側要因の影響等を勘案して総合的に判断すべきで、認定基準は、行政の内部通達に過ぎず、認定基準に記載のない場合は、総合的な判断に基づき認定を行うべきであると主張することに対し、) 認定基準は、裁判所を直接拘束するものではないが、その作成経緯や内容等に照らせば相応の合理性を有しており、認定基準を参考にしつつ、個別具体的な事情を総合的に考慮して行うのが相当である。 発病時期 (被控訴人は発病時期を平成23年12月と主張するが、) 被控訴人を直接診察してうつ病と診断した2人の医師が同月頃と診断しており、専門部会の検討でも同様の結論に至っていることを覆すだけの根拠を示しているとはいえず、平成24年5月と認めるのが相当である。 出来事評価 賃金の多寡については、労使合意の上で定めるものであり、その条件に沿って労務を提供することが労働者の義務となるものであり、労務の提供には必ず心理的負担を伴うものであることや賃金の多寡そのものが業務に内在する危険と捉えられ、労働者の希望する賃金水準でなかった場合に常に危険が発生していることになりかねず、これを労働災害というのは、労災補償制度趣旨に沿うものとはいえないことに鑑みると、賃金の多寡そのものを業務事態に内在する危険と捉えることは相当とはいえない。 業務の質・量の変化については、本件配属先への移籍により、これまで手伝い等しかしてこなかった事務仕事等を行うこととなり、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があつた」、「配置転換があつた」に該当するが、仕事の質及び量を勘案しても、その心理的負担の強度は、「中」である。また、上司、同僚とのトラブルについては、いずれも心理的負担の強度は、「弱」である。これらの出来事の心理的負担は、常務や同僚との人間関係が良好とはいえ、そのために被控訴人が仕事内容や量に負担感を有していたことを踏まえ全体を考慮しても、「強」と評価される程度には至っておらず、「中」の範囲にとどまると解するのが相当である。
A17	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 53歳 女性 発病時期 平成26年1月前半頃(遅くとも同月16日) 職種 カスタマー 経過 東京地裁 国勝訴 (令和2年3月6日) 東京高裁 国勝訴 (令和3年6月29日) 	無	適応障害	<p>平成23年10月に太陽光パネル等を設置する本件会社に入社し、福祉職員として勤務していたが、平成25年10月に営業所を異動し、年1、2回顧客を訪問し、発電効率や発電電力を含む診断を行うカスタマー業務に従事していたが、平成26年1月頃に体調不良を自覚し、受診に至った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 判断の枠組み 発病時期 出来事評価 配置転換 業務内容の変化 上司とのトラブル 同僚とのトラブル 恒常的長時間労働 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の枠組み 労働者の疾病等が業務上といえるためには、業務と疾病等との間に相当因果関係が認められることが必要であり、当該疾病等の結果が労働者の従事していた業務に内在する危険が具現化したものであると評価しうることが必要である。認定基準は、法的な拘束力を有するものではないものの、精神医学、心理学、法学等の専門家が取りまとめた検討会報告書の内容を踏まえて策定されたものであり、合理性を有するものであるため、基本的には認定基準を踏まえつつ、精神障害の発病に至る具体的な事情を総合的に斟酌して判断することが相当である。 発病時期 平成26年1月前半頃(遅くとも同月16日)に適応障害を発病した。 具体的出来事 「配置転換があつた」と「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があつた」(時間外労働時間数月29時間から86時間に増加)はいずれも「中」で、関連する出来事であるが、先発する「配置転換があつた」は「中」になる例が単に配置転換があつたとされており、「中」の範囲が広い中で、意見書の指摘で「弱」よりの「中」と評価したように、「弱」と「中」で評価が分かれる余地のあるものといえることなどを踏まえると、その全体評価は少なくとも「強」に至るものとはいえず、「中」と評価することが相当である。 「上司とのトラブルがあつた」は、「中」の例にあるような強い叱責を受けたとは認めがたく、「弱」にとどまる。「同僚とのトラブルがあつた」は、「中」の例にあるような周囲からも客観的に認識されるような対立が生じたものではなく、「弱」にとどまる。 月最大86時間の時間外労働を行ったことは、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があつた」の心理的負担の強度として既に評価されているから、更に同じ期間を対象として恒常的長時間労働の有無を検討するのは同一期間を二重に評価することになって合理的なものとはいえない。

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
A18	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 38歳 男性 ・発病時期 平成24年3月頃 ・職種 コールセンターオペレーター ・経過 東京地裁 国勝訴 (令和3年6月10日) 東京高裁 国勝訴 (令和3年11月24日) 	無	うつ病	平成21年11月からバックオフィスサービスを業とする本件会社に契約社員として入社し、クレーム対応等を行うオペレーターとして勤務し、平成24年3月に不安障害、適応障害と診断され、投薬を受けながら勤務していたが、業務が原因でうつ病になったとして、平成27年7月16日以降休業した。	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事評価 顧客からのクレーム 自分の昇進・昇格 理解者が異動した 部下とのトラブル ・悪化の出来事評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事評価 平成24年頃からリーダーの役割を求められ、平成26年にリーダーに昇格・昇進したこと、平成23年以降、オペレーターとしてクレームの聴取をすることがあったこと、平成27年6月29日に深夜まで5時間にわたり厳しい言葉を浴びせられるというクレーム対応をしたこと、平成26年、27年に理解のある部下が1名ずつ退職したこと、平成26年頃に部下が離席することが多いことに不満を抱いたことがあるが、平成27年6月29日のクレーム対応が「中」と評価されるほかは、「弱」と評価されるべきものである。 そうすると、控訴人には、平成24年3月の前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められず、また、「特別な出来事」に該当する出来事がないことから、通院治療を開始した精神障害が本件会社の業務によって発病した者とはいえないし、かつ、同精神障害が本件会社の業務によって、その自然経過を超えて悪化し、本件うつ病を発病する原因となったともいえないというべきである。
A19	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 年齢記載なし 女性 ・発病時期 平成13年5月頃 ・職種 営業職 ・経過 鹿児島地裁 国勝訴 (令和3年4月12日) 福岡高裁 国勝訴 (令和3年11月24日) 	無	パニック障害	平成6年6月に本件会社に入社し、営業社員として英会話教室への入会、教材の購入の勧誘等の営業業務に従事し、平成9年9月には支店長となった。平成13年6月にクリニックを受診し、休職、同年9月に復職したが、平成14年11月にA社を退社した。 その後、平成16年6月にB社に入社した。	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆ 	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆ 平成13年5月に本件疾病を発症し、同年6月に休職したものの、同年9月に復職し、その後毎月のようにノルマを達成していた。また、平成16年1月又は遅くとも同年8月には通院を中止し、その後平成17年7月に通院を再開しているが、その際、控訴人自身が症状が落ち着いたために中断した旨述べており、通院が不要と判断する程度に状態が回復していたと認めるのが相当である。現に、控訴人はB社に入社し、歩合給のみの商品販売の業務で、安定して高額の給与を得ているのであって、仕事の内容や収入の観点からしても、遅くとも通院を一時中止した平成16年8月頃には通常の勤務に耐えうる状態になっていたといえる。 そうすると、本件疾病は遅くとも平成16年8月には治ゆしていたといえるから、本件各処分の対象期間における休業に係る控訴人の精神障害と本件会社における業務との間に相当因果関係を認めることはできない。
A20	<ul style="list-style-type: none"> ・発病（悪化）当時 25歳（32歳）男性 ・発病時期 平成6年10月頃（悪化時期 平成13年10月頃） ・職種 ・経過 札幌地裁 国勝訴 (令和2年8月6日) 札幌高裁 国勝訴 (令和3年11月26日) 	無	統合失調症	平成12年4月にシステム開発を行う本件会社に入社し、勤務していたが、平成13年10月頃、統合失調症が悪化し、入院した。	<ul style="list-style-type: none"> ・悪化の出来事評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪化の出来事評価 精神障害の悪化の直近6か月の間に、認定基準における「特別な出来事」が認められるか否かを判断すれば足りるというべきである。 精神障害の悪化の時期の直近6か月の間に、本件会社において就労中、認定基準における「特別な出来事」やこれと同視しうる出来事があったとは認められず（発症前6か月の時間外労働時間数の最大は19時間30分、業務内容は、前職で経験がある業務や類似した業務であり、控訴人自身は復職後の平成13年1月から夏頃までは好きな仕事を行っていることにより、気分が高揚すると認識していた。）、控訴人が本件会社において従事していた業務が統合失調症その他の精神障害を通常悪化させる危険性を内在する程度のものであったとみるのも困難であるから、控訴人の精神障害悪化についての業務起因性は認められない。

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
追加1	<ul style="list-style-type: none"> 死亡当時 23歳 男性 死亡日時 平成27年11月23日 職種 税務会計決算業務 経過 那覇地裁 国勝訴（令和3年5月12日） 	有	発病なし	平成24年11月から会計士・税理士事務所に勤務し、平成27年9月、レンタカー会社の決算業務を担当していたが、平成27年11月23日、那覇市内のホテルにて自殺した。	・発病の有無（自殺）	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成27年9月頃からの長時間労働により本件労働者が受けていた心理的負荷の程度は相当に重く、客観的にうつ病エピソードを発病させるに足る程度に達していたといえるものの、他方、同月頃から本件自殺に至る同年11月23日までの期間において、本件労働者について軽症ないし中等症うつ病エピソードの発病を診断するに足る基本症状ないしその他一般症状が現れていたとはいえないことから、本件労働者が上記期間中に軽症ないし中等症うつ病エピソードを発病していたとは認められない。 自殺を敢行する者の心理は多種多様であることが推認され、精神障害（うつ病）がその有力な原因の一つであることは明らかであるといえるものの、本件労働者が本件自殺をした原因が本件事務所における平成27年9月頃の長時間労働であったとまでは認められず、また、本件労働者がその頃精神障害を患っていたとも認められない。
追加2	<ul style="list-style-type: none"> 死亡当時 59歳 男性 死亡日時 平成24年4月19日頃 職種 現場監督 経過 名古屋地裁 国勝訴（令和2年9月30日） 名古屋高裁 国勝訴（令和4年2月10日） 	有	発病なし	平成16年8月に建売住宅の販売会社に入社し、平成17年1月から施工管理業務に従事していたが、平成24年4月18日に失踪し、同年5月1日に河川敷において溺死しているところを発見された（死亡日は同年4月19日頃とされた）。	・発病の有無（自殺）	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 本件労働者には、興味と喜びの喪失の可能性は否定できないものの、本件証拠上認められるのは、うつ病エピソードの典型的な症状のうち一つ（易疲労性）にとどまるから、診断ガイドラインにおける軽症又は中等症うつ病エピソードの基準を満たすものとはいえない。 人間の性格は多種多彩であり、本件労働者についても、様々な側面を有していたことからすれば、その性格特性から外れた言動であることのみをもって、精神障害の影響によるものであると認定することまではできない。 本件労働者が本件会社の業務により相当程度疲労しており、これに伴って、失踪前には従前とは異なる言動がみられたものと認められることから、何らかの精神障害を発病していたとみる余地はあるものの、本件労働者が示した言動からは、当該精神障害が軽症又は中等症うつ病エピソードであったと認めるに足りない。
追加3	<ul style="list-style-type: none"> 死亡当時33歳 男性 死亡日時 平成22年8月20日 職種 エンジニア 経過 東京地裁 国勝訴（平成28年12月21日） 東京高裁 国勝訴（平成30年2月22日） 	有	適応障害、軽症うつ病エピソード	平成16年4月に入社し、エンジニアとして設計開発に従事していた。平成20年10月の配置転換後、平成21年12月、平成22年5月に痙攣（てんかん）発作を起こし、平成22年6月8日に適応障害の診断を受け、同年8月14日に自殺した。	・悪化	<ul style="list-style-type: none"> 悪化 本件労働者は、平成22年6月頃に適応障害を発症した後、その症状を悪化させ、同年8月頃に軽症うつ病エピソードの診断基準を満たすに至ったと認められる。 認定基準において既に発症している精神障害の悪化の業務起因性について、「特別な出来事」に該当する出来事が認められることが要件とされたのは、一般に、既に精神障害を発病して治療が必要な状態にある者は、病的状態に起因した思考から自責的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応するものであり、悪化の原因は必ずしも大きな心理的負荷によるものとは限らないし、自然経過によって悪化する過程においてたまたま業務による心理的負荷が重なっていたにすぎない場合もあり、このような精神障害の特性を考慮すると、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められたことをもって、直ちにそれが精神障害の悪化の原因であるとまで判断することは、現時点では医学上困難であり、臨床的に診断することも難しく、したがって、業務起因性を認めることも困難であること、これらのことを根拠として、既に精神障害を発病している労働者本人の要因が業務起因性の判断に影響することが非常に少ない極めて強い心理的負荷があるケースについてのみ業務起因性を認めるのが適当とされたことが認められる。これに加え、認定基準は法学及び医学の専門家からなる検討会が取りまとめた報告書の内容を踏まえて定められたことを考慮すると、既に発症している精神障害が増悪した場合の業務起因性の判断において「特別な出来事」の存在を要するとの認定基準は、基準として相当なものであると認められる。 本件労働者が適応障害を発症した後の面談においても、本件労働者を退職に追い込む意図が人事部にあったことを認めることはできない。したがって、このような人事部が関与した一連の面談において、退職強要があったと認めることはできない。 本件労働者が適応障害を発症した後に「特別な出来事」があったとは認められない。以上からすると、本件労働者の軽症うつ病エピソードの発症と本件自殺についての業務起因性を認めることはできない。 <p>（参考：東京地裁の判旨） 心理的負荷の強弱とは相対的な度合いで把握される概念であり、「特別な出来事」のもたらす心理的負荷と強度の心理的負荷と評価される具体的な出来事のもたらす心理的負荷の間には、絶対的に峻別されるべき境界があるとはいえず、強い心理的負荷と評価される出来事が複数あるような場合、その心理的負荷の度合いは、「特別な出来事」のもたらす心理的負荷の程度に近接していくものと考えられ、かかる場合には、「特別な出来事」に準ずる程度のものであり、然るべきものであり、「特別な出来事」のひとつとして規定される「その他上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められる場合」に該当すると解すべきである。 増悪が業務上の出来事に起因するものであるというために、特別の出来事ないし特別な出来事に準ずる程度の出来事（ただし上記において修正したもの）を要求することは、一定の合理性を有するものと認められ、これが障害者差別に当たるとも認められない。 平成22年7月頃から人事部による退職強要があるものの、その心理的負荷の程度は「特別な出来事」に当たらず「強」とどまり、他に心理的負荷の程度が強い出来事を認めるに足る証拠はないから、強い心理的負荷と評価される出来事が複数あるともいえない。 本件労働者の精神障害（適応障害及び軽症うつ病エピソード）の発病及びその後の自殺について業務起因性を認めることはできない。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	主な争点	裁判所の判断（要約）
追加4	<p>【業務上として支給決定された事案であって、その後の治ゆの有無が争われたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 42歳 男性 ・発病時期 平成13年3月28日 ・職種 営業所次長 ・経過 東京地裁 国勝訴 (平成26年10月20日) 	無	神経症性障害	平成13年3月28日に解雇された元従業員からナイフで頸部を刺される被害に遭い、精神障害を発病した。	・治ゆ	<p>・治ゆ 原告は、平成13年3月28日に本件災害に遭い、平成15年7月8日以降、心療内科で治療を受けてきたものであり、処分行政庁が治癒（症状固定）と認定した平成23年4月末日まで、本件災害からは10年余りの期間が、心療内科で治療を受けるようになってからは8年弱もの期間が、それぞれ経過したものである。</p> <p>9割以上が治療開始から2年以内に治癒となるとする報告のあることが認められるのであって（なお、心的外傷後ストレス障害の精神症状についても、臨床例の中で、治療開始から3年以内で症状固定に至るのが9割強であるとされている。）ことからすれば、本件災害による原告の体験が非常に強烈かつ衝撃的な被害であることを考慮しても、原告の精神症状が治癒に至るのに十分な期間が経過したものといえる。</p> <p>平成23年4月末日までの原告に対する治療経過をみても、月に1度の定期的な診察を受けるのみで治療内容の大きな変化があったとは認められず、診療のたびに処方される薬剤、薬療も、継続的な診療を開始した平成15年7月当初に比較すれば次第に追加、増量されてきたものの、平成21年4月以降は基本的に変わっていない。また、原告の具体的症状の内容、推移等についても、この間の主訴は不眠や悪夢を見るといったほぼ一定した内容であり、その症状の程度、頻度は好不調の波がある一進一退を繰り返す状態で、少なくとも投薬量が一定した平成21年4月から平成23年4月末日頃までにかけて治療による有意な変化があったとは認められない。</p> <p>原告の精神障害による症状は、いわゆる全治又は完治の状態には至っていないものの、遅くとも平成23年4月末日までには、急性症状が消失し、慢性症状に移行した上、治療の医療効果を期待することができない状態、すなわち労災保険法上の治癒に至ったと認めるのが相当である。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B2	<ul style="list-style-type: none"> 発病時 56歳 男性 発病時期 平成6年11月頃 職種 サービス課担当課長（携帯電話会社） 経過 名古屋地裁 国敗訴（平成23年12月14日） 	有	うつ病	<p>平成6年4月、音響機器修理サービス業の会社から携帯電話会社へ出向し、サービス担当課長として、顧客の苦情処理業務に従事していた。</p> <p>平成6年11月頃にうつ病と診断され、その後、平成14年12月1日に保守センターへ配置転換されたが同月7日に自殺したものの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出向（配置転換）した 平成6年4月に出向した「Ⅱ」に該当し、開業に向けたマニュアル作成、携帯の取扱方法の問い合わせ、苦情の対応していたが、出向前からアフターサービス業務に従事していたこと等からさほど困難でなく、業務量も過重ではなかった。超過勤務命令簿によれば、恒常的な長時間外労働は認められない。 治ゆの有無 平成10年11月から約1年8か月間、精神科を受診していなかったが、平成12年7月に症状がひどくなり精神科を受診した経過から、一旦治ゆし、その後再び発病したと考える。うつ病治療中断も口腔心身症の治療のため処方されていた抗不安薬（メイラックス）はうつ病の症状緩和効果はないとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 出向（配置転換）した 携帯電話という未知の分野への出向、開業が予定より5か月早まり準備に困難を極めた。新規事業サービス部門の担当課長は、相当程度重い責任を負われ、医師のカルテには、平日の勤務時間は約12時間であり、開局前には午前2時こまで働くことが数か月続き、開局直後も午後11時過ぎこまで働く日々が続いたことなどが記載されており、これらによると月100時間の時間外労働を行っていたことが認められ、質的、量的に相当に過重なものであったと認定した。 治ゆの有無 うつ病の治療中断はあくまで自己判断によるもので、精神科主治医は治療が必要と考えていた。口腔心身症の治療のために、うつ病治療中断も継続して処方されていたメイラックス及び支持的療法より、うつ病悪化が抑えられていたと考えられること等から、寛解していなかったものと認定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的長時間労働 出来事評価 配置転換 治ゆ 	<p>平成11年11月から約1年8か月の間、精神科を受診していなかった期間、メイラックスの効果のみによって本件うつ病の症状が幾分緩和されていたものと解すものではなく、支持的療法と相まって、相乗的に本件うつ病の症状が幾分緩和されていたと解すものであり、その効果の程度としても症状が悪化を食い止めることまではできず、通院の中断期間、なんとか我慢して勤務が続けられたということにとどまり、結局、症状が悪化して受診を再開せざるを得なかった上、自殺念慮を抱くまでに悪化していたものである。</p> <p>本件うつ病発症前6か月間に従事した業務は、質的に過重と評価できることに加え、同期間少なくとも月に約100時間程度の時間外労働を4か月間に行っていたと認められるから、量的にも過重な業務であったと評価でき、本件うつ病の発症には、業務起因性が認められ、また、強い心理的負荷を伴う業務上の精神的ストレスがその後も続いたことにより、本件うつ病が慢性化し、遂に一度も寛解することなく、本件自殺に至ったものと推認され、本件自殺との相当因果関係も認められる。</p>
B7	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 51歳 男性 発病時期 平成15年5月末頃 職種 浄化槽保守点作業者 経過 大阪地裁 国勝訴（平成23年10月17日） 大阪高裁 国敗訴（平成24年7月5日） 	有（未遂）	うつ病エピソード（受診なし）	<p>平成15年5月30日に社長から退職強要されたことなどがあり、神障害を発症し、同年6月1日に自殺を図ったものの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成15年5月30日から同月31日に、適応障害に罹患した可能性が窺えるが、直ちに適応障害であったと推認することはできず、遅くとも平成14年11月頃までにアルコール依存症を発症していた。 退職の強要 平成15年5月30日に自宅謹慎中の同僚を社用車に同乗させたことで社長と口論となり、退職通告を受け一定の心理的負荷を受けたことが窺えるが、退職につき明確に異議を述べた事実は認められず、翌日に再就職先の面接日時を調整しており、退職通告による心理的負荷は強いものであったとまでは認められない。 アルコール依存症 アルコール依存症であったとまでは認められないものの、平成14年11月から依存傾向にあったことが強く窺われ、発作的な自殺はそれに起因していた可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成15年5月30日、社長から解雇を言い渡され、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害に当たる精神障害を発症した。 退職の強要 「退職を強要された」という具体的出来事の心理的負荷の強度は、最高値の「Ⅲ」とされている。本件解雇は予期しない突然の出来事であり、社長と口論になるなど尋常でない経過があったことを考慮すると、上記「Ⅲ」を修正すべきでなく、心理的負荷の総合評価は「強」と認めるのが相当である。 アルコール依存症 平成13年10月頃、アルコール性肝障害と診断されたが、アルコール依存症診断基準の「離脱症状」もなかったこと等から、アルコール依存症などの精神障害を発症して自殺を企図したとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 退職強要 個体側要因 アルコール依存症 	<p>ICD-10におけるアルコール依存症の指標には該当しないというべきであり、アルコール依存症又はその傾向にあり、そのために抑うつ症状などの精神障害を発症して、自殺を企図したということとはできない。また、控訴人が几帳面でまじめであるが、他方で「短気激情型」で社長に反抗的ところがあるなど、性格に偏りがあるとしても、これを個体側要因（ストレス脆弱性）として、業務と障害との相当因果関係を否定する事由にすべきことにはならない。</p> <p>医学意見書により、唯一職場での処遇が「うつ病エピソード」の原因であり、「うつ病エピソード」が自殺企図の原因であると断じていることからして、本件解雇と疾病及び障害との相当因果関係を否定することはできない。</p>
B10	<ul style="list-style-type: none"> 発病時 27歳 男性 発病時期 平成17年7月頃 職種 図面作成業務 経過 東京地裁 国敗訴（平成24年11月28日） 	有	適応障害（受診なし）	<p>電気通信設備工事の配線図の作成業務に従事していたが、長時間労働等があり、成17年8月10日に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間 発症前1か月の労働時間について、「カードリーダー記録」、上司及び同僚の聴取等に基づき、事務室の照明は午後8時に消灯されていることから原則同時刻を終業時刻とし、併せて喫煙所で上司等と談笑する時間が長かったことから、発病前1か月の時間外労働時間を95時間とした。 具体的出来事として「仕事内容、仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、1月当たりおおむね100時間以上となるなどの状況になり、その後の業務に多大な労力を費やしたには該当しないから、心理的負荷の総合評価は「中」とどまる。 精神障害の発病 「うつ病」を発病していたと認めることはできない。仮に精神障害を発病していたとしても、交通事故以降の「適応障害」であったというべきである。 本件自殺は、精神障害によって正常の認識や行為選択能力が著しく阻害された状況下で実行されたものであるということとはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間 上司等の聴取等はいずれも抽象的で、事務室の照明は午後8時以降でも点灯は可能で就労することはでき、業務からの離脱の有無、時間を特定不可能とし「カードリーダー記録」による在館時間から就業規則上の休憩時間を控除した時間全てを労働時間と認定し、発病前1か月の時間外労働を176時間とし、「極度の長時間労働」に該当する出来事存在を認めることができる。 精神障害の発病 交通事故直後に自責となり食欲もなくぼんやりしていた状況から交通事故の直後頃に「適応障害」を発病したと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 労働時間の算定方法 極度の長時間労働 	<p>被告は、遺書とも評価される携帯に残されたメールの内容を見ると、当該メールの作成時点において、未だ自己の行動の意味・内容を認識しており、相応の判断力を備えていたことがうかがわれるとして、「故意」の自殺であると主張するが、極度の自責の念を抱き、自殺によるものでなければ現状を打破することができないとの強迫観念にとらわれていたことがうかがわれるのであって、このようなメールの文面は、正に、自殺念慮に深く彩られたものであると評価することが可能である。</p> <p>本件疾病発病前の業務による心理的負荷の総合評価は「強」であり、その他、業務以外の心理的負荷又は個体側要因を認めることはできないから、本件疾病の発病及びその後の本件自殺は、業務に起因するものであると認められるのが相当である。</p>
B13	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 72歳 男性 発病時期 平成20年6月7日から同年10月29日の間 職種 土木作業員 経過 福井地裁 国敗訴（平成25年12月4日） 	有	持続性身体表現性疼痛障害（受診なし）	<p>平成19年9月、工事現場での崩落事故で、同僚が生き埋めになって死亡するところを目撃し、自らも右下腿骨骨折等を負い約1年2か月間入院し、平成20年10月に退院したが、同年11月に自宅で自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 事故と関連した心理的葛藤等を執拗に訴えておらず、疼痛の増悪や持続に影響していることを窺わせる事実はないこと。平成19年11月から平成20年5月までの腰痛は、看護記録から、少なくとも6か月、持続的にほとんど1日続くような痛みとは認められないこと。腰痛は既往症によるものであることから、疼痛性障害の発病は認められない。 崩落事故の体験、重度の病気やケガをした 発病に至った心理的負荷は主として腰痛に起因したもので、事故直後、冷静であり精神障害の発病は認められなかったこと。入院中、抑うつ状態になることもなく、障害結果を受容していたこと。同僚の死について思い悩んでいた様子は認められないことから、崩落事故と精神障害との間に相当因果関係は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 入院中、崩落事故によって負っている心理的負荷を言動においても示していたと認められること。腰痛は平成20年6月以降、鎮痛剤を必要とし、連日、睡眠薬を必要とする状態あり、臨的に著しい苦痛、又は他の重要な領域における機能の障害を引き起こしているものと評価できること。腰痛は一般身体疾患から生じる痛みと合理的説明が困難であることから、平成20年6月7日から同年10月29日の間に持続性身体表現性疼痛障害を発病したと認められる。 崩落事故の体験、重度の病気やケガをした 心理的負荷の強度の評価は、その出来事をどう受け止めるかという客観的基準によって評価する必要があり、心理的負荷を負った場合に、これを誰に對し、どのように表現するかは大きな個人差があり、国が主張する亡夫の言動から心理的負荷がなかったとすることは許されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 病気やケガ 事故災害の体験 	<p>本件障害は、崩落事故、これに引き続き障害結果及び療養過程による心理的負荷を主たる原因として発症したものであり、本件障害の発症につき、亡夫の身体的又は心理的要因が影響していることをうかがわせる事情もないから、本件崩落事故と本件障害発症との間には、相当因果関係がある。</p> <p>本件障害は、本件崩落事故から6か月を経過した後に発症したことになるが、本件崩落事故のみならず、これに引き続き入院生活も、亡夫に強い心理的負荷をもたらしたと認められる。</p> <p>対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められることを判断基準としていることが上記相当因果関係に係る裁判所の認定を妨げるものとはいえない。本件障害は業務上の疾病に当たるといえ、亡夫はこれに起因して死亡したことは明らかである。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B15	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 42歳 男性 発病時期 平成19年4月頃 職種 介護職 経過 岡山地裁 国敗訴（平成26年4月23日） 	有	うつ病エピソード（受診なし）	<p>デイサービスにおいて介護業務に従事していたが、繰り返し上司からの叱責を受けていた。</p> <p>平成19年9月3日、河川敷の車内でガソリンをかけて自殺を図り、同月7日に死亡した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成18年10月頃に「適応障害」を発病し、その後「遷延性抑うつ反応」へ移行したとみるのが相当である。 上司からの叱責 上司は介護業務に対するプロ意識から指導したのであって、指導が時に厳しいものであってとしても、関係者に対して均しく指導をしていたものであり、業務の範囲内の指導である。人間性や人格を否定する発言はない。 家庭関係や他の要因 義母のアルコール中毒、薬物事故により心理的負荷を受けていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成19年4月頃には、ひどい落ち込み、喜びの喪失等がみられ、双方側医師意見書からうつ病エピソードを発病したと認められる。 上司からの叱責 上司の指導は、亡夫の仕事ぶりが不十分であり、上司が利用者のことを考え、責任を持って仕事をしていたがためにされたものであり、業務に関連したものではあるが、口調が厳しく、気分によって波があり、過去の失敗を持ち出したり、10分間にわたって叱責し続けたり、他の職員の前で叱責することもあった。また、亡夫の能力や性格に応じた指導でなく、亡夫の判断能力や作業能力が低下している原因を十分見極めることなく、仕事ができなくなっている亡夫に対し、更なる叱責を繰り返した。 家庭関係や他の要因 義母の薬物事故による精神的負担が精神障害の発病に寄与したものとは認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 パワーハラスメント 業務外の出来事評価 夫婦のトラブル不和 	<p>介護サービスに過誤や疎漏があってはならないという強い責任感の下に行われたものであったとはいえ、亡夫の能力や精神状態を考慮することなく繰り返された叱責の態様に鑑みれば、亡夫の心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて精神障害を発病させる程度に過重であったといわざるを得ない。そして、業務以外の心理的負荷や個体側の脆弱性、遺伝要素など他に発病因子となり得るような事情が証拠上明らかにはうかがわれないことからすれば、精神障害の発病と業務との間に相当因果関係を認めることができる。</p> <p>さらに、精神障害により、正常の認識、行動選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されていた状態で自殺したと推定でき、精神障害が原因となって死亡したと認めることができる。</p>
B17	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 31歳 男性 発病時期 平成7年1月頃 職種 住宅金融業 経過 東京地裁 国勝訴（平成25年12月16日） 東京高裁 国敗訴（平成26年8月1日） 	無	神経症性障害	<p>巨額な不良債権の回収業務に従事し、平成7年1月に発病した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成6年7月～体調不良、吐き気、悪心があり、本件疾病の前駆症状があったが、発症時期は医療機関を受診した平成7年1月ごろと認めるのが相当である。 仕事のミス、仕事内容・量の変化 売買代金が保全管理人に管理される事態となったのは、発病前6か月よりも前の平成6年4月に起きた出来事である。仮に出来事として評価しても責任追及を受けておらず、平成6年7月には融資金の6割を回収できる目途が立っていたことから「強」とみることは困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成6年7月18日ころから体調不良で食事も取れなくなり、吐き気、悪心があり、本件疾病の前駆症状は既にこの時点で現れていたと考えられるところ、平成7年1月17日阪神淡路大震災で一時的に父母らの安否を確認できなかったとはいえ、同月19日に家族全員無事を確認したものであり、前駆症状が現れたことと併せて考慮すると、安否を確認できなかった間の精神的不安が本件疾病の原因であると判ずることができない。 達成困難なノルマ、仕事内容・仕事量の変化、仕事で多額な損失等が生じた 平成6年4月から同年7月にかけて、それまで経験したことのない更生手続き開始の申し立てに伴う、質的に高度かつ困難な業務（何千万円もの売買代金が保全管理人に管理され、独学により取戻権行使により融資金の6割を取り戻したこと等）を時間的に切迫した状況下で完遂することを余儀なくされ、労働時間、時間外労働時間とも他の時期に比べて長時間に及んだ（平成6年7月の時間外労働は88時間20分）。当時会社が巨額の不良債権を抱え社をあげて債権回収業務に取り組み、会社の先行きも不透明な中での出来事であったことも併せ考えると、上記業務遂行による心理的負荷は総合的に見て「強」と評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 仕事内容・量の変化 	<p>認定事実によれば、業務遂行と本件疾病との間に相当因果関係があるといえることができる。</p> <p>本件に係る医学的知見及び専門医の見解等は、平成6年7月ころ控訴人がそれまで経験していなかった特に困難な業務を遂行したこと自体は認めつつ、本件疾病を発症するまでの恒常的長時間労働を行っていたことは認められないなどとして、心理的負荷の総合評価を「中」程度と判断しているが、質的に高度、かつ、困難な業務を時間的に切迫した状況下で遂行を余儀なくされ、他の時期に比べて長時間労働に及んだこと、控訴人は、同月18日ころから体調不良で、食用不振、吐き気、悪心があり、既にこの時点で本件疾病の前駆状態が始まっていたことを十分考慮せずに判断したものといわざるを得ない。</p>
B18	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 25歳 女性 発病時期 平成18年12月8日 職種 喫茶店の店舗責任者 経過 東京地裁 国敗訴（平成26年9月17日） 	有	うつ病	<p>平成15年10月に「うつ病」を発病し、平成18年12月2日まで定期通院していた。</p> <p>仕事では平成17年5月に入社し、平成18年9月から喫茶店の店舗責任者として店舗運営全般を担っていた。</p> <p>責任者として、これまで従事してきたことのない業務に従事し、時間外労働も増加し、精神障害を発症し、平成18年12月9日、自宅マンションから飛び降り自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 治ゆの判断 本件精神障害の症状は、平成18年12月の時点で、「長期間にわたり通院を継続しているものの、安定していた状態で、通常勤務を行っていた者」に当たる。（これを踏まえ、「悪化した場合」ではなく、通常の場合の認定基準に即して検討する。） 業務の過重性 責任者になったことによる仕事については、労働時間が増加したことの範囲で評価し「中」、アルバイトの大量退職の申し出は、他店からの応援が可能であったことや上司の支援などから運営に必要な人員を確保することができており、店舗運営が困難であった事実は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 治ゆの判断 本件精神障害の症状は、平成18年12月の時点で、「長期間にわたり通院を継続しているものの、安定していた状態で、通常勤務を行っていた者」に当たる。（これを踏まえ、「悪化した場合」ではなく、通常の場合の認定基準に即して検討する。） 業務の過重性 責任者になったことは、経験したことのない業務であって、常時極めて厳しい緊張を強いられていたと評価し「強」、アルバイトの大量退職の申し出は、強い自責の念を形成させるに至ったものと認めるのが相当で「会社の経営に影響する重大な仕事上のミスをした」と客観的状況があったと評価し「強」。 	<ul style="list-style-type: none"> 治ゆ 出来事評価 仕事上のミス 	<p>精神障害の症状が安定していて通常の勤務を行うことのできる者の社会的活動を適切に確保し保護するという観点から、認定基準の「治療が必要な場合」には、「精神障害で長期間にわたり通院を継続しているものの、症状がなく（寛解状態にあり）、または安定していた状態で、通常の勤務を行っていた者」を含まないものとする限定解釈を加えたうえで、「安定していた状態」であるか否かを具体的事案に即して判断することが相当である。</p> <p>本件精神障害を悪化させたこと及びその後の自殺したことについては、本件精神障害の状態をもって、「精神障害で長期間にわたり通院を継続しているものの、症状がなく寛解状態にあり、または安定していた状態で、通常の勤務を行っていた者の事案」として、業務に起因するものであると認めるのが相当である。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B20	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 5 1 歳 男性 発病時期 遅くとも平成20年7月7日時点 職種 バス乗務員 経過 東京地裁 国敗訴（平成27年2月25日） 	有	適応障害（受診なし）	<p>平成7年2月20日、K株式会社に入社し路線バスの乗務員の業務に従事していた。平成20年6月28日、乗務前のアルコールチェックにおいて、アルコールが検知されたことから、始末書の作成を迫られ、犯罪者であるかのように扱われた。平成20年7月7日、マンションから飛び降り自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 生命保険で借金を返済させることを覚悟していたとも認められ、自殺前、病的心理であったとはいえない。 仕事上のミスをした 乗務前のアルコールチェックで検出されたアルコールは、厳重注意に当たるものであり、解雇等の処分が課されるものではない。社会的反響があるわけではなく、会社の経営に影響するほどの重大な仕事上のミスであるといえず、心理的負荷は「中」を超えることはない。 また、アルコールが検知されたことについて、亡夫に退職を強要した事実はない。 業務以外の心理的負荷 亡夫が自殺直前に借金のことを気にしていたことは明らかであり、返済に苦慮していたことは、「多額の財産を損失した」に当たるといふべきであり、心理的負荷は「Ⅲ」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 亡夫の状態は、ICD-10における適応障害を示す症状であったと認められ、適応障害を発病していたものと認められる。 仕事上のミスをした 想定される懲戒処分の内容は重いとまではいえず、まだ現実化もしていないものであったことは否めないものの、所長による「アルコール検査に3回ひかかった」と位置づける発言もあって、亡夫は「首になるかもしれない」との認識を抱かせたことに照らすと、事故後対応に多大な労力を費やしたものに準じて考えられるものであるとすると、心理的負荷は「強」と評価するのが相当である。 業務以外の心理的負荷 解雇されると借金の返済もできなくなり、家庭が破綻するという将来を悲観するものとみることができ、借金の問題のみで自殺を考えるほど追い込まれていたとはいふことができない。「借金返済の遅れ、困難があった」に準ずるものとし、心理的負荷は「Ⅱ」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 仕事上のミス 業務外の出来事評価 借金返済 	<p>本件精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が存在したと認められ、業務以外の心理的負荷及び個体側要因により本件精神障害を発病したとは認められない。 亡夫の自殺は、本件精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥った上で実行されたものであり、業務に起因するものであると認められる。</p>
B21	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 5 6 歳 男性 発病時期 平成21年3月下旬ないし同年4月上旬 職種 外部資金担当主査 経過 長崎地裁 国敗訴（平成27年3月2日） 	有	うつ病エピソード（受診なし）	<p>昭和46年6月、N大学の事務職として勤務していた。平成20年7月1日からは、N大病院の経営企画課へ異動となり、平成21年3月から翌4月にかけて、3回にわたって、業務上のミスと上司から叱責された。平成21年4月15日、海に飛び込み自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成21年1月頃に身体の不調が生じ、うつ病と評価することができる特異な言動や生活様式の変化が顕著に見られるようになり、その後その症状が持続し、増悪したという経過をたどり同年3月に中等症うつ病エピソードに罹患し、自殺に至ったという病相を一連のものとして見ると、発病時期は平成21年1月頃が妥当である。 配置転換があった 平成20年7月の経営企画課への異動は、「配置転換があった」に当てはまり、一般的な事務系統職員に求められる業務内容の範囲内のものであり、職務に大きな変化があったとはいえず、心理的負荷は「中」程度である。 上司から叱責された 発病後の出来事であるため評価できない。 連続勤務 発病後の出来事であるため評価できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 ICD-10の診断基準を満たした時をいうと解されること、事実経過ないし症状経過や医学的見解の内容に照らせば、本件疾患の発病時期は、平成21年3月下旬ないし同年4月上旬であると認められる。 配置転換があった 平成20年7月に経営企画課に異動になった後、同年12月に初めて新規プロジェクトの担当になったところ、この出来事は「新規事業の担当になった」に該当するといえ、当該業務について苦勞していた様子が窺えることなどに照らせば、心理的負荷は「中」と判断するのが相当である。 上司から叱責された 平成21年3月頃に、合計3回、業務上のミスで主査や課長から叱責を受けたところ、いずれも「上司とのトラブルがあった」に該当するといえ、他の職員らの前で叱責されたものであることなどに照らせば心理的負荷は「中」と判断するのが相当である。 連続勤務 平成21年3月16日から26日間連続して勤務を行ったところ、この出来事は「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当するといえ、時間外労働も多かったことに照らせば、心理的負荷は「中」に中でも「強」に近い程度と判断するのが相当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 新規事業の担当となった 上司とのトラブル 2週間以上の連続 	<p>業務による心理的負荷のある出来事が複数あるところ、心理的負荷が「強」に近い程度のものや、「中」の複数の出来事が続けて起きていることに照らせば、本件疾患の発病前の業務による心理的負荷の強度の全体評価は、「強」と判断するのが相当である。 他方、業務以外で心理的負荷又は個体側要因が影響したという様子は見受けられない。 したがって、本件疾患の発病及びそれに引き続き本件自殺は、業務に起因するものであると認めるのが相当である。</p>
B22	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 3 1 歳 女性 発病時期 平成18年7月下旬ないし同年8月上旬 職種 指導交通安全指導員 経過 静岡地裁 国勝訴（平成25年9月27日） 東京高裁 国敗訴（平成27年3月4日） 	無	適応障害	<p>平成5年4月1日、交通安全協会に交通安全指導員として採用され、平成14日4月1日に指導交通安全指導員に昇任し、平成15年4月23日に沼津警察署に配属された。平成18年4月、係長交通安全指導員として、沼津警察署に着任した上司から嫌がらせ等を受けたとして、平成19年2月15日、適応障害と診断された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成18年6月下旬 上司とのトラブル 上司は交通安全指導に対し講話ノートの作成を指示し、内容が合格しなければ講話を担当させないとし、上司は原告が作成した講話ノートに合格を出さず何度も書き直しさせたことや、上司が原告に対してした指導等は適切な指導等の範囲を逸脱していたとまでは認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成18年7月下旬ないし8月上旬 上司とのトラブル 講話ノートの作成及びそれに伴う上司が与えた心理的負荷は、上司の言動が部下に対する指導として相当なものであって、嫌がらせ（パワーハラスメント）というべきものではないとしても、極めて強いものであったと認められる。また、安全教室の担当に指定された際に、上司から計画書を20回程度も書き直しを指示され、反省会で叱責されたことも、嫌がらせというべきものではないとしても、心理的負荷は極めて強いものであったと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 上司とのトラブル 	<p>講話ノートの作成、安全教室の準備と開催について、これらが控訴人に与えた心理的負荷は、極めて強いのか、強いというべきものであり、当該業務において、勤務の軽減等を必要とすることなく通常に勤務することができる者にとっても過重といえるものに当たるといふべきである。控訴人の適応障害については、業務起因性を肯定するのが相当である。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B24	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 33歳 男性 発病時期 平成17年5月中旬から同年7月上旬の間 職種 設計士 経過 東京地裁 国敗訴（平成27年3月23日） 	有	うつ病（受診なし）	<p>一級建築士として設計業務に従事していたところ、平成16年1月31日から平成17年1月6日までの間、香港プロジェクト工事のため香港に出張し、帰国後の平成17年1月から礼拝堂新築工事を担当していたが、同年8月22日に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成17年7月上旬 評価期間 発症前おおむね6か月間（香港プロジェクト工事に従事したことは評価の対象外） 新規事業の担当となった、転動をした 平成17年1月に香港から日本に帰国したことは「転動をした」に該当し、心理的負荷は「弱」。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成17年5月中旬から7月上旬 評価期間 発病間6か月の出来事に形式的に割り切って判断を行うのは、本件においては相当ではない。 新規事業の担当となった、転動をした 香港勤務時において、連続勤務やおおむね100時間を超える過酷な長時間労働やクレーム対応を余儀なくされたことは「強」、香港プロジェクト工事に関し、大きな損失が見込まれる事態になったことは「中」、礼拝堂新築工事により一定の心理的負荷を受け続けており、総合評価は「強」。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 評価期間 出来事評価 新規事業の担当となった 転動をした 	<p>おおむね6か月という基準によっても香港プロジェクト工事を何ら顧慮すべきでないともすることは相当ではないし、この点を措くとしても、香港プロジェクトの業務による過酷な長時間労働等強い負担や、これをめぐる損失の発生といった一定の心理的負荷を生じさせるべき事象が認められ、そして、香港プロジェクトの業務により強い心理的負荷を受けた後も一定の業務による心理的負荷を受け、その業務遂行中に本件精神障害が発症した経過が認められる。</p>
B30	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 年齢記載なし 男性 発病時期 平成21年8月頃 職種 営業 経過 名古屋地裁 国敗訴（平成27年11月18日） 名古屋高裁 国敗訴（平成28年12月1日） 	有	うつ病	<p>平成21年4月に関連会社に転籍し、清掃関連資材の販売営業に従事していた。平成21年8月頃にうつ病を発病し、その後同年12月及び平成22年1月において思考力や集中力の低下という新たな症状が出現し本疾病が悪化し、平成22年3月、自殺した。</p> <p>平成21年10月以降、東京への出張が増え、売り上げが上がり営業から外される旨を告げられ、平成22年1月には取引先からのクレームで社長から叱責をうけ、死亡直前1か月間は100時間を超える時間外労働を行っていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病後の悪化（判断枠組み） 「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合のみ業務起因性を認める。 発病後の悪化（有無） 平成21年8月頃に発病したうつ病は、平成22年2月頃までの間、その自然経過の範囲内で経過していたにすぎず、同月頃に悪化（増悪）したものではない。既に発病していた本件疾病が顕在化したもので、症状の悪化があったとはいえない。 悪化前の出来事 東京への出張による心理的負荷の強度は「弱」、売り上げが上がらなかったこと、周囲の期待に応えられなかったこと、営業から外されることによる心理的負荷の強度は「弱」、ミスおよびそれに対する叱責の心理的負荷の強度は「弱」に近い「中」、死亡前3か月間における業務が、量的にも相当に過重なものであった、労働密度が特に低いものであったとの評価根拠は希薄であるとしたうえで、うつ病を発病した平成21年8月以降の業務上の心理的負荷の強度は「強」と認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病後の悪化（判断枠組み） 既に精神障害を発病している者が、業務において、健常者が精神障害の発病に至らせるだけの「強い心理的負荷」に遭遇し、既に発病した精神障害が悪化した場合、当該業務上の心理的負荷の程度、業務外の心理的負荷の有無・程度、個体側の要因を総合的に検討して、相当因果関係の有無を判断するのが相当と考えられる。 発病後の悪化（有無） 従前の症状のほかに、「思考力や集中力の低下」という新たな症状が発現しており、本件疾病は悪化していた。死亡する前月である平成22年2月頃、経営陣から、営業業務を離れて現場清掃業務に戻ることを打診されたもので、上記出来事によって、うつ病は決定的に増悪したものと認められる。 悪化前の出来事 時間外労働時間は平成21年12月1日から同月30日までの間で83時間、同月31日から平成22年1月29日までの間で68時間30分、同月30日から同年2月28日までの間で108時間30分である。このような時間外労働時間数に照らせば、業務が量的にも相当に過重であったことの根拠が希薄であるとの指摘は当たらない。（悪化前の）心理的負荷の強度の総合評価が認定基準に照らしても「強」となることを左右するに至らない。少なくとも「中」以上に該当する出来事が複数あり、また、平成21年12月以降、労働時間は増加傾向にあり、死亡直前の1か月間における時間外労働時間数は100時間を超えていることが認められる。上記出来事は、認定基準における「労働時間を加味せずに」「中」程度と評価される場合であって、出来事の後に恒常的長時間労働が認められる場合」に該当するもので、その心理的負荷の総合評価は、認定基準に照らしても「強」となるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪化 恒常的長時間労働 	<p>精神障害を発病している者であっても、少なくとも「特別な出来事」があれば、これを悪化の原因であると推認することができるという点では、迅速かつ公正な業務上外の審査を行うために策定された認定基準としての意義があるが、逆に、認定基準が、健常者において精神障害を発病するような心理的負荷の強度が「強」と認められる場合であっても、「特別な出来事」がなければ一律に業務起因性を否定することを意味するものであれば、このような医学的知見が精神科医等の専門家間で広く受け入れられていると認められないことは、原判決が説示するとおりであり、上記のような疑問あるいは「特別な出来事」がなければ一律に業務起因性を否定することは相当ではないとの考え方は、認定基準の策定に際しての専門検討会での議論の趣旨にも合致すると解される。既に精神障害を発病している者が、業務において、健常者が精神障害の発病に至らせるだけの「強い心理的負荷」に遭遇し、既に発病した精神障害が悪化した場合に、原則として業務に内在する危険の現実化と捉え、相当因果関係があるとまでいえるかは議論の余地があり、当該業務上の心理的負荷の程度、業務外の心理的負荷の有無・程度、個体側の要因を総合的に検討して、相当因果関係の有無を判断するのが相当と考えられる。</p> <p>本件では、うつ病後の業務における心理的負荷の強度は「強」であり、それ自体、業務に内在する危険を現実化させるに足りるものであったこと、うつ病の悪化の原因となる業務以外の要因による心理的負荷は特に認められず、業務以外の些細な出来事に過剰に反応したとの事情も認められないこと、うつ病の発病に業務起因性は認められないとしても、うつ病を発病するまでの業務における心理的負荷が決して小さくなかったことからすれば、脆弱性が認められるとしてもその程度は小さいものと推認されるし、うつ病を発病したことによって脆弱性が増したとしても、それは一面において業務に由来する部分があるともいえることを指摘することができ、これらの事情を総合考慮すれば、業務による心理的負荷とうつ病が悪化して自殺を図り死亡したこととの間には相当因果関係を認めるのが相当である。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B32	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 年齢記載なし 男性 発病時期 平成20年12月中旬 職種 コンビニ店長 経過 東京池袋 国勝訴（平成27年12月17日） 東京高裁 国敗訴（平成28年9月1日） 	有	うつ病エピソード（受診なし）	<p>平成14年3月にコンビニ経営の会社に入社、平成19年11月からコンビニ店長として勤務し、平成21年1月6日に退職願を提出した後、平成21年2月7日、自宅で死亡しているところを発見された。（死亡時期は同年1月下旬と推定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害の発病等 発病なし。一審判決は適応障害（平成20年5月頃）を発病したものと判断したが、適応障害の診断要件の一つである「日常生活の遂行が困難となる症状（不安、心配感）」が認められないから発病が認められない。自殺に至るまで、精神の変調等や業務上の負荷も確認されていないから、自死と関連する他の精神障害も存在しない。 労働時間 一月当たり60時間46分から89時間33分までであり、心理的負荷の強度は「中」である。さらに、たびたび遅刻をしていたことから実際の拘束時間はより短い。 達成困難なノルマ 一定の数値目標を設定していた事実は認められるものの、店長に対してノルマ達成できなかった場合にペナルティーなどを課していた事実は認められない。会社内のノルマ達成率は低いものであったから、ノルマとしては弱いものであり、心理的負荷は「弱」といふべきである。 レジ現金持出事件（業務外の出来事か否か） レジ事件は、何らかの理由によって多額の金銭を必要として惹起したものであるから、精神障害の影響によるものではない。仮に自殺が何らかの精神障害によるものであるとしても、業務外のレジ事件の影響下で行われたとみるほかはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害の発病等 平成20年12月中旬頃には「うつ病エピソード」を発病していた。店舗成績や人間関係に悩みながら時間外労働をしていた結果、自信を喪失し罪責感を抱いて退職の意向を伝えたものの慰留され、追い詰められた心境になったものと認められ、行動等諸事情は、中等症うつ病エピソードの診断基準に合致する。 労働時間 時間外労働時間は、平成20年12月中旬頃から遡っておおむね4か月前から6か月前の3か月続けて80時間を超えており、平成20年1月から同年6月までの間は、毎月おおむね120時間を超えている。 平成20年7月17日から同年8月5日までの間、20日間にわたり連続勤務を行い、深夜勤務に従事した。 達成困難なノルマ 店舗ごとに売り上げ、廃棄率、人件費の目標が設定されており、店長会議でも店長の責任が強調されていることが認められる。店長が目標不達成による責任を全く問われないということではできず、破棄率の低下を強い口調で命ずる内容のメールを何度も受診したほか、人件費削減を求める実現困難な内容のメールを受診し、追い詰められていたと推認される。したがって、心理的負荷の程度も小さくはない。 レジ現金持出事件（業務外の出来事か否か） 退職が決まっていた退職日の調整中であつたにもかかわらず、あえてレジ事件を惹起した上、無断欠勤をして行方不明になるなど、異常行動を取っている。行動は業務起因性のある本件精神障害の影響によるものと解すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 達成困難なノルマ 1か月に80時間以上の時間外労働 業務外の出来事か否か 	<p>本件精神障害の発病に関与する業務による出来事は複数（達成困難なノルマ、長時間労働）があるが、いずれの心理的負荷の程度も、単体で「中」ないし「強」とみるべきであるし、少なくとも、各出来事が関連して生じているとすることができるから、その全体を一つの出来事として評価すれば、全体評価は「強」に当たるといふべきである。</p> <p>被控訴人は、本件レジ事件を業務外のものとみて、亡子はその影響の下で本件自殺を図つたと主張するが、本件レジ事件等の亡子の異常行動は、業務起因性のある本件精神障害の影響によるものと解すべきである。したがって、本件精神障害の発病には業務起因性が認められ、本件精神障害の発病による影響の下で本件自殺に至つたといふべきである。</p>
B34	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 22歳 男性 発病時期 平成23年12月21日頃 職種 経理業務 経過 仙台地裁 国敗訴（平成28年10月27日） 	有	うつ病エピソード	<p>運送会社のドライバー業務に従事していたが、平成22年5月、同会社の経理業務を担当するようになり、上司からの叱責等があり、うつ病を発病し、平成23年12月26日、自宅で自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成23年12月上旬、クリニックにおける問診において平成23年12月上旬頃に症状が出現したと述べている。 パワーハラスメント 業務上のミスについて注意することは通常の対応であつて、不適切な言動や表現が用いられたものではない。上司からの注意や叱責については、その態様を踏まえれば心理的負荷は「弱」ととどまる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成23年12月21日頃、同月上旬に精神障害を発病していたことを的確に裏付ける証拠はなく、症状が現れたという亡子の申告は、上司からの注意等による精神障害に至らない程度の気分の落ち込みを示すものに過ぎないとみることも可能である。 パワーハラスメント 入社2年程度の経験が浅い者にとっては、仕事のミスでの度重なる注意は将来の勤務に対する不安を抱かせるものであり、強度とはいえないが相当程度の心理的負荷を与えるものである。また、平成23年12月18日頃に、上司から足元に向けてエアガンで撃たれ、唾を吐きかけられ、社会通念上認められる範囲を逸脱した暴行又は嫌がらせ行為であつて、強度の心理的負荷を受けるものと評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 パワーハラスメント 	<p>亡子と同様の勤務経験を有する平均的な若年労働者にとって、現在及び将来に対する大きな不安や恐れを抱き、業務上強度の心理的負荷を受けるのが通常であることに照らすと、本件のような具体的状況下での業務には、精神障害を発現させる危険性が内在するものと認められる。</p> <p>業務以外の心理的負荷及び個体要因により本件精神障害を発病したとは認められない。</p> <p>また、亡子は、うつ病を発病した状況で退職を考えている旨申し出たものの、上司から病状に関する理解のない職務上の指示を受けて引き続き業務に従事することを要求されたことによって、業務から解放される機会を奪われ、更に、強度の心理的負荷を受けて自殺に至つたものと認めるのが相当であり、本件自殺についても業務起因性を認めることができる。</p>
B39	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 45歳 男性 発病時期 平成26年1月上旬から同年2月28日までの間 職種 バス運行管理者 経過 東京地裁 国勝訴（平成30年2月27日） 東京高裁 国敗訴（平成30年8月8日） 	無	うつ病	<p>主にバスの運行管理及び点呼業務を担当していたが、勤務中にもかかわらず競馬の話やパソコンゲームに興じ、乗務員との良好な関係が築けず、再三指導しているが改善できないことから、平成25年7月25日に解雇を通告された。その後、労働審判に申し立てた結果、調停が成立し同年10月15日から復職したが、業務内容を運行管理からバス清掃に変更されたこと等があり、うつ病を発病した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 医学意見を踏まえると、発病時期が「平成26年2月20日」であることは明らかである。 解雇の通知等 発病時期である「平成26年2月20日」前おおむね6か月の間に生じた業務による出来事及び心理的負荷を見た場合、平成25年7月15日付け解雇による心理的負荷は評価されない。次に、復職後の業務内容の変更についてみれば、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化があつた」に照らして、心理的負荷の強度は「弱」である。さらに、復職後の代表取締役とのトラブルについてみれば、「上司とのトラブル」に照らして、心理的負荷の強度は「中」である。これら複数ある出来事を全体として評価した場合、せいぜい「中」ととどまる。 平成25年7月15日付けでされた解雇による心理的負荷は、復職により解消されており、継続していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 うつ病に発病時期は、これを正確に特定することは困難であるものの、平成26年1月上旬から同年2月28日までのいずれかの時点であつたと認めるのが相当である。 解雇の通知等 解雇の通知は、その性質上これを受けた者に強い心理的負荷を与える行為といふべきであり、事務的作業からバスの掃除を命じられ、社長に叱責され、事務所のパソコンのパスワードも知らされてなかったという異例の業務内容の変更と職場の状況も強い心理的負荷を与えたものである。加えて行為が繰り返されたことにより心理的負荷が強まったものと評価すべきであり、一旦復職して解雇状態が解消したことを考慮しても全体としてみれば、強度の心理的負荷を与えたものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 退職強要 	<p>控訴人が出生時からのADHD（多動性障害）であり、通院し投薬治療を継続していたことが認められるところ、ADHDのために対人接触が不良となる場合が多く、不適応を起こしたり、二次的に抑うつ・不安状態になりやすいという特徴があるとされている。しかしながら、認定の事実経過によれば、業務による心理的負荷は平均的労働者に精神障害を発病させる危険性を有する程度に強度なものであり、控訴人がADHDであることを考慮しても、業務による心理的負荷が相対的に有力な要因となつてうつ病を発病させたと認められる。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B40	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 40歳 男性 ・発病時期 平成25年6月上旬 ・職種 支店長 ・経過 札幌地裁 国勝訴 (平成30年1月16日) 札幌高裁 国敗訴 (平成30年10月16日) 	有	うつ病	平成5年4月1日、LPガスの販売会社に入社し、平成25年4月1日付けで単身赴任で支店長となった後、長時間勤務等があり、平成25年7月6日頃、練炭自殺を図り死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆの有無 「治療が必要な状態」にあったかについて、症状固定や安定した状態かどうかの判断は、飽くまで医学的視点からなされるべきものであり、1日8時間程度の通常の勤務が可能な状況であったからといって、症状が安定した状態であったなどといえるものではない。複数の医師が控訴人の状態は寛解に至っていないと述べており、既に発病していた精神障害について、その症状が現れなくなった又は安定した状態であったとはいえない。 ・労働時間 控訴人の出張に伴う移動時間は、実作業を伴うものでもなく、会社から受ける拘束の程度も低いから、労働時間に含まれないし、これを拘束時間として検討する余地もないが、仮に、労働時間として検討したとしても、時間外労働時間は、悪化前1か月目が122時間27分、2か月目が91時間50分、3か月目が50時間10分、4か月目が21時間50分、5か月目が17時間10分、6か月目が19時間40分であり、1か月当たり160時間を超える「特別な出来事」に該当する事実はない。 ・悪化 各出来事を全体評価しても、その心理的負荷は「中」とどまるといふべきであるから、控訴人の精神障害の悪化が業務に起因するとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間 長時間労働それ自身が心理的負荷を生じさせるものであることは認定基準の説くところであり、出張の際の移動時間を労働時間とみることとはできないとしても、身体的、心理的負荷については、総合考慮の一要素とするのが相当である。 ・控訴人の時間外労働時間は、平成25年4月125時間44分、同年5月117時間18分、同年6月96時間58分となる。これは、「極度の長時間労働」には満たないものの、おおむね120時間以上の時間外労働が2か月にわたり連続しており、これが相当強度の身体的心理的負荷というべきであることは明らかである（少なくとも精神障害が初発の場合の認定基準において、心理的負荷は「強」と評価できる。）。 ・悪化 諸事情を総合考慮すると、認定基準の「特別な出来事」に準ずる程度の「極度ないし非常に強い」心理的負荷があったと認められ、これにより、うつ病が自然経過を超えて著しく悪化し、自殺に至ったと認めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆ ・出来事評価 1か月に80時間以上の時間外労働 ・悪化 	控訴人のうつ病が「治療が必要な状態」であっても、非常に軽い状態で「寛解」に近い限界的な事例であるといえることからすると、時間外労働時間が基準（160時間以上）に至らないからといって、時間数のみとらえて業務起因性を否定することが相当とはいえない。 控訴人においては、長時間の時間外労働に加え、異動により単身赴任となったこと、初めて支店長という責任の重い役職に就いたこと、業務の引継ぎが不十分であったことによって業務の負担が増加したこと、札幌支店勤務の約20時間程度の時間外労働からおおむね120時間以上もの時間外労働となるなど仕事量の変化が生じたこと、そのような状況の中で往復9時間もの移動時間を要し、かつ宿泊を伴う出張を度々強いられ、北見支店における通常勤務を圧迫していたことなどの諸事情を総合的に考慮すると、認定基準の「特別な出来事」に準ずる程度の「極度ないし非常に強い」心理的負荷があったと認められ、これにより、うつ病が自然経過を超えて著しく悪化し、自殺に至ったと認めることができる。 したがって、うつ病の悪化及び自殺については、業務起因性を認めるのが相当である。
B41	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 24歳 男性 ・発病時期 平成23年6月頃 ・職種 倉庫業 ・経過 大阪地裁 国敗訴 (平成30年10月24日) 	無	適応障害 うつ病エピソード	平成22年7月16日、貨物自動車運送業や倉庫業を目的とする会社に入社し、三重出張所で勤務を開始したが、上司からの叱責等があり、適応障害を発病し、平成23年8月6日、三重出張所から大阪営業所へ異動したが、うつ病エピソードを発病した。	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆの有無 複数の医師らは、遅くとも平成23年の秋頃には寛解した旨の意見を述べている。また、大阪営業所へ異動した後は元気な様子であり、発病していたことをうかがわせる客観的な事情は認められない。仮に原告が本件適応障害又は本件うつ病エピソードを発病していたとしても、遅くとも平成23年の秋頃には寛解していたといふべきである。 ・パワーハラスメント 上司からの叱責については、業務上の個別具体的なきっかけがあったこと、原告に対する指示・指導の延長にあり、身体に対する攻撃という程度には至らないことから、心理的負荷は「上司とのトラブルがあった」に該当し、「中」とどまるといふべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆの有無 医学的知見及び認定事実を踏まえると、原告は、平成23年6月頃に適応障害を発病し、その症状は、6か月以上継続していると認められるから、大阪営業所への着任後、うつ病エピソードに移行したと認めるのが相当である。 ・パワーハラスメント 原告の仕事ぶりには大きな問題はなかったにもかかわらず、「こんなこともできないのか。」「やる気がないなら帰れ。」などと怒鳴っていたことが、ほぼ毎日行われていたことに鑑みると、業務指導の範囲を逸脱し、執拗に行われていたものであると認められ、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものと認められる。原告は社会人経験を有していなかったこと、原告と上司は20歳の年齢差があり、体格差(上司が20cm以上身長がある)があることを総合的に勘案すると、心理的負荷は強度であったと認めるのが相当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治ゆ ・出来事評価 パワーハラスメント 	原告は、発病前おおむね6か月の間に、業務によって、精神障害を発病させる程度に強度の心理的負荷を受けたと認めるのが相当である。 適応障害の発病(なお、当該適応障害が、その後、うつ病エピソードに移行したこと)は、原告の業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したものと評価でき、原告の業務と原告の上記精神障害の発病と間には相当因果関係があると認めるのが相当である。

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B43	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 42歳 男性 発病時期 平成24年8月頃 職種 営業 経過 福井地裁 国敗訴（令和2年2月12日） 	有	適応障害	<p>平成23年10月、不動産会社の営業等の業務に従事していたが、平成24年6月から、関連会社が営む海の家での業務に従事するようになり、長時間労働等があり、平成24年8月3日自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 原告の主張は、診断方法や論拠に一貫性がなく妥当なものではない。関係者からの聴取内容に基づき医学的に検討すれば、精神障害を発病していたと認められない。 仕事内容・量の変化 精神障害の発病が認められないことから、業務による出来事を検討しても、ほとんどの出来事の係る心理的負荷は「弱」である。「中」と評価できる余地があるのは、平成24年6月の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」であるが、当該出来事後には「恒常的な長時間労働」は認められないことから、総合評価「強」とはならない。 個別側要因 社会生活、家庭生活上の悩みを抱えていたことが窺われ、飲酒習慣については、アルコール乱用レベルと認められることから、飲酒により衝動を制御できなくなり自殺に至った可能性が高いと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 海の家開業の平成24年6月以降、社長から度々叱責され、時間外労働時間数も1か月間では100時間を超えていた。また、同年8月2日以降イライラした様子を見せ、翌3日に無断欠勤しえ自殺に至ったことから、遅くとも同年8月2日までは適応障害を発病していたと認められる。 仕事内容・量の変化、上司とのトラブル等 時間外労働時間数は、発病1か月前に104時間、2か月前に84時間となっており、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」で「中」、平成24年7月8日から19日まで「2週間以上にわたって連続勤務を行った」で「中」、社長からの叱責は「上司とのトラブルがあった」で「中」と認められ、出来事前後に恒常的長時間労働があるため、総合評価は「強」である。 個別側要因 アルコール依存症であったとは医学的に明らかでなく、また、自殺に近接して飲酒していたこと自体をうかがわせる証拠はなく、個別側要因として認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 2週間以上の連続 上司とのトラブル 仕事内容・量の変化 個別側要因 アルコール依存症 	<p>ICD-10における適応障害の診断基準を満たしており、平成24年8月2日以降、イライラしたり、声に元気がなくなり、その翌日には欠勤し、遺書を作成の上自殺に至っていることから、発症時期は遅くとも同月2日であったと認めるのが相当である。</p> <p>発症前2か月から時間外労働時間数が約20時間増加し、増加後の時間外労働時間数が100時間に達したことからすれば、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」である。平成24年7月8日から12日の連続勤務を行っていたことから、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、心理的負荷の強度は「中」である。</p> <p>平成24年6月以降、上司からたびたび叱責を受けていたが、同年8月2日にも依頼していた作業ができていないと叱責された上、「後の処理のことはお前には頼まん」と冷たく突き放された。これは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の程度は少なくとも「中」である。</p> <p>以上のとおり、心理的負荷が「中」となる出来事が複数認められる上、これら出来事の前後において恒常的長時間労働があったことが認められる。これらの事情を総合評価すれば、業務による心理的負荷の強度は「強」であったものと認めるのが相当である。</p> <p>被告は、飲酒習慣のほか、個別側要因として、社会生活、家庭生活上の悩みや厭世的な感情の存在を指摘するが、いずれも推測の域を出るものではなく、発症に関与したとは認めない。</p>
B47	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 49歳 男性 発病時期 平成21年1月中旬 職種 メセナエキスパート 経過 東京地裁 国勝訴（令和元年10月30日） 東京高裁 国敗訴（令和2年10月21日） 	有	うつ病	<p>昭和57年4月にA会社に入社し、平成7年7月、会社貢献室の芸術文化支援活動（メセナ）担当課長となり、平成10年7月1日以降、同室にて、メセナの専門家の立場で業務に従事していたが、メセナ活動の方針転換などの上司とのトラブルがあった。平成21年2月にうつ病の薬を処方され、平成21年7月25日、自宅にて自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成21年1月中旬から不眠症状が出現し、その後、イライラ感や焦燥感等も加わっていることから、平成21年1月中旬に発病したと考えるのが妥当である。 治ゆの有無、上司とのトラブル、発病後の出来事 発病前おおむね6か月間には、メセナ活動に対する考え方の違いから、「上司とのトラブルがあった」出来事が認められ、心理的負荷は「中」程度に止まる。発病後の出来事を勘案しても、「特別な出来事」に該当する事実はなく、心理的負荷の強度が「強」と判断するに足りる客観的事実関係も認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成21年1月中旬にうつ病を発病したが、一旦回復又は安定傾向にあって寛解した精神状態は、同年5月頃に再び悪化し、同年7月25日に自殺しているという経過をたどったと認められる。 治ゆの有無、上司とのトラブル、発病後の出来事 「上司とのトラブル」の心理的負荷の程度「中」、「顧客や取引先からクレームを受けた」の心理的負荷の程度「中」により、平成21年1月中旬頃に軽度のうつ病を発症させたが、治療により一旦は症状が寛解したものの、上司から叱責され上に（心理的負荷の程度「中」）、上司から達成困難なノルマを課せられたことにより（心理的負荷の程度「中」）、同年5月下旬頃には、再びうつ病の症状を発症させてその症状を悪化させ、自殺に至ったものである。 <p>以上の具体的出来事はその全体を一つの出来事として評価することとし、その心理的負荷は「強」に該当するものと認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 治ゆ 出来事評価 上司とのトラブル 達成困難なノルマ 	<p>亡夫は、平成21年2月に医師から、うつ病に有効な薬を処方され、一旦は精神状態が回復又は安定傾向にあって欠勤することなく勤務を続けていたのであるから、明確に診断された事実はないものの、「寛解」したともいえる状態にあったともいえるのであり、その後、亡夫は達成困難なノルマであるチャリティーコンサートの見直しに取り組むうち、同年5月頃に再びうつ病の症状を発症させ、コンサート見直し作業が続くうちに、うつ病の症状が悪化し、同年7月25日に自殺しているという経過をたどっていると認められる。</p> <p>認定基準の「特別な出来事」に該当するとはいえないけれども、各出来事と一連の関係する出来事として全体を一つの出来事として全体評価を行うべきものであり、それらがうつ病の悪化の原因であると認められる。</p> <p>本件疾病の発症等には業務起因性が認められるものというべきである。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
B50	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 27歳 男性 発病時期 平成23年3月20日頃 職種 技術部社員 経過 福岡地裁 国敗訴（令和3年3月12日） 	有	うつ病エピソード	<p>平成21年4月に建設、地質調査、測量等を行う本件会社に入社し、技術部で勤務していたが、長時間労働、上司の発言等があり、平成23年3月22日に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 自殺に至った精神障害（うつ病ないし気分変調症）を発症したのは、本件会社入社前の平成21年2月16日頃であって、本件会社入社後の平成23年3月19日頃に同精神障害を悪化させて自殺に至ったものであるから、本件は、悪化の事案である。 時間外労働時間 時間外労働時間数がその前1か月の倍以上になったのは、年末年始休暇等が含まれているため時間外労働が少なかったにすぎず、当該期間を除いた発病前6か月の時間外労働時間数に特筆すべき変化はない。 上司の発言 平成23年3月18日の上司の発言（「いつもどおり作り笑顔で発表すればいいんだ。」）は、人前で発表することを苦手とする本件被災者の緊張をほぐすためのものであって、業務指導の範囲を逸脱するものではない。平成23年3月19日の上司の発言（「腹黒い」）は、業者に対する心構えを表現したものであり、何ら業務指導を逸脱するものではない。これらは、それぞれ独立した出来事であり、いずれも心理的負荷の強度は「弱」にとどまる。 既往歴 高校1年生の頃初めて心療内科に受診して以降、大学時代、就職後と数年おきに複数の心療内科を受診し、本件会社入社前の平成21年2月から平成23年3月までの間に受診していた際と同様に当時も不眠や不安感を訴えていた。高校を退学したり、就職先を退社したりしていることを踏まえると、高校1年生の頃からみられる症状は反復性の精神症状（うつ病ないし気分変調症）である。 アルコール依存症等 平成22年3月にアルコール依存症と診断されたが、医師の指示に従わず飲酒を継続していたほか、アルコールと薬物を併用するという、問題飲酒をしていたことも窺われ、アルコール依存症が個体側要因の一事務となっているというべきである。このほか内因性の性格特性である執着性格であるメランコリー型性格であった可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 平成21年2月以降、うつ病エピソードの基本症状が現れているとはいえず、うつ病エピソードを発症していたということとはできない。平成23年3月20日の時点では、うつ病エピソードの基本症状の全てが認められ、基本症状以外の他の症状の少なくとも4つを認めるから、少なくとも「中等症うつ病エピソード」の診断基準を満たしており、結果的に自殺に至っていることからすると「重症うつ病エピソード」の診断基準も満たす。したがって、悪化の事案ではなく、発病の事案である。 時間外労働時間 年末年始休暇があった平成22年12月12日から平成23年1月10日までの時間外労働が36時間であったのに対し、その後1か月間の時間外労働は106時間30分となっており、倍以上に増加している。これは繁忙期に入ったことにより業務量の著しい増加を余儀なくされたものであり、その心理的負荷は「強」と判断するべきである。 上司の発言 平成23年3月18日及び19日の連日にわたり上司から「腹黒い」、「偽善的な笑顔」などと言われたことは一体として評価する。日頃畏怖の対象となっていた苦手上司からの発言は、入社2年目の本件被災者にとっては相当程度の心理的負荷があったと認められる。当該出来事は、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、心理的負荷の強度は「中」であるが、その出来事前に恒常的な長時間労働が認められることから、「強」と修正すべきである。 既往歴 平成21年4月に本件会社に入社した後、不安障害を抱えていたことよって、仕事に支障があった形跡は認められず、同僚と余暇を楽しむ様子がみられ、支障なく社会生活を送ることができていたことからすると不安障害は重度なものではなく、平均的労働者の範囲を逸脱するものとはいえない。 アルコール依存症等 アルコールの影響で仕事に支障が出たことを窺わせる事実が認められず、依存症の程度は重いものではなく、平均的労働者の範囲内といえるから、個体側要因として評価すべきではない。メランコリー型の性格であったこと自体は否定できないものの、社会生活が困難であった事情は認められず、平均的労働者の性格傾向の範囲内というべきであり、個体側要因として評価すべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病時期 出来事評価 仕事内容・量の変化 パワーハラスメント 個体側要因 アルコール依存症 既往症 性格傾向 	<p>業務上、心理的負荷「強」となる出来事に複数遭遇して、平成23年3月19日ないし20日頃にうつ病エピソードを発症したものと認められ、その発症に個体側要因や業務外の心理的負荷の明らかな関与は認められないから、うつ病エピソードの発症は業務に起因するものと認められる。</p>
B55	<ul style="list-style-type: none"> 発病当時 36歳 男性 発病時期 平成21年9月3日から同月17日までの間、同月18日 職種 スーパーマーケットのバイヤー 経過 松江地裁 国敗訴（令和3年5月31日） 	有	軽症うつ病エピソード 重症うつ病エピソード (受診歴なし)	<p>平成8年3月に入社し、バイヤーとして勤務していたが、慢性的な長時間労働と上司の叱責等があり、平成21年9月に自殺した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 労働者の表情、服装、話し方、動作等に通常と異なる様子はなく、専門部会は、精神障害を発症していたとは認められないと結論づけており、同判断の内容に不合理な点は見当たらない。 時間外労働時間 死亡前1か月（9月17日～8月19日）112時間16分 死亡前2か月（8月18日～7月20日）97時間31分 死亡前3か月（7月19日～6月20日）85時間06分 バイヤーは労働状況について幅広い裁量が与えられ、業務内容及び業務実態からすれば長時間労働を要するものだったとはいえない。本件労働者がバイヤー業務を効率的に遂行できるほどの業務内容に精通していたことを踏まえると、労働時間が長時間に及んでいたとしても、精神的に緊張を強いられ、量的に過重な労働をせざるを得ない状況に置かれていたりしたとはいえないことから、項目16に当たるにしても、その心理的負荷は「強」に当たらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無 平成21年9月17日までは、軽症うつ病エピソードであり、日常の仕事や社会的活動を続けるのに幾分困難を感じるが、完全に機能できなくなるまでの状態に至らないことからすれば、周囲の人間が発症に気づかなくとも不思議ではない。よって、本件疾病の発症を否定する事情にはならない。 時間外労働時間 死亡前1か月（9月17日～8月19日）124時間16分 死亡前2か月（8月18日～7月20日）138時間31分 死亡前3か月（7月19日～6月20日）113時間36分 本件労働者の業務内容は、認定した程度の労働時間を要する者であったと認められる。当該認定は、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当し、心理的負荷の強度は、「強」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発病の有無（自殺） 出来事評価 1か月に80時間以上の時間外労働 	<p>本件労働者は、平成21年9月3日から同月17日までの間に軽症うつ病エピソードを発病し、本件自殺日である同月18日には、精神病症状を伴う重症うつ病エピソードを発症していたと認めるのが相当である。本件疾病の発病に関与する業務による出来事は複数あるが、単体でも「強」の評価となるものがあるから、業務による心理的負荷の全体評価は「強」となる。本件労働者は、周りの人間が風俗にはまっているといううわさをしていて、この妄想を抱くに至ったが、これは本件疾病による影響と解されることから、業務以外に自殺の動機があったとみることとはできない。</p>

番号	原告（被災者）等	自殺の有無	精神疾患名	事案概要	心理的負荷の評価等相違点		主な争点	裁判所の判断（要約）
					国	裁判所		
追加	<ul style="list-style-type: none"> ・発病当時 38歳 男性 ・発病時期 平成23年4月25日頃 ・職種 システムエンジニア ・経過 福岡地裁 国敗訴 (令和4年3月18日) 		うつ病、不安障害	平成23年4月に精神障害を発病し、二人体制から一人体制で業務を行うこととなり、平成27年4月に症状が悪化した。	<ul style="list-style-type: none"> ・悪化 平成23年4月25日の本件発病から平成27年4月14日の本件悪化の前まで、定期的に通院し、継続的に薬物療法や精神療法が行われており、その間、症状の変動も見られる状態であったことから、症状がほとんどなくなり、安定した状態が続いていたとはいえ、うつ病が寛解に至っていたとは認められない。実際に休業することになった平成27年4月14日をもって、本件悪化の時期と特定することが妥当である。 本件悪化前1か月の時間外労働時間は70時間程度にとどまり、「極度の長時間労働」にはあらず、また、特別な出来事と同程度の心理的負荷は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪化 平成27年4月2日に右手掌部のしびれという症状を発現し、その後の受診、休業の診断の経過等からすると、本件労働者の不安障害などが明確に悪化したのは、（休業の診断が下された）平成27年4月14日と認めるのが相当である。 発病後、本件悪化に至るまで、通院などの治療を継続的に受けており、その間、仕事の繁忙度合等に応じて症状が変化することがあり、薬剤の処方量も増減を繰り返していたこと、主治医等による寛解の診断はなされていないことからすると、本件悪化の時点で、寛解と評価できるほどに安定していたとまで認めることはできない。他方、本件労働者は、平成23年7月にはフルタイムでの勤務を再開し、平成24年1月頃からは順次残業も可能とされ、本件悪化に至るまで休業することなく、残業も含めて業務を遂行できていたこと、平成27年3月頃までの通院回数は概ね毎月1回ないし2回と安定していたこと、平成26年8月から27年2月中旬ころまでの約半年間は、概ね自覚としても病状は悪くなく、薬剤の処方量等も全体としてみれば減少傾向にあったといえることからすると、本件悪化の時点で、本件労働者の不安障害などは比較的安定して寛解に近い状態にあったということは可能である。したがって、本件悪化の相当因果関係を検討する場合にも、かかる病状を考慮する必要がある。 平成27年3月3日から同年4月2日までの1か月間の時間外労働時間数は、概ね100時間に達し（なおその前月は10時間弱）、同月2日まで15日間の連続勤務を行うこととなった。かかる出来事は、仕事量が増加して著しく時間外労働時間数が増え、業務に多大な労力を費やす状況に至っていたといえるから、心理的負荷は「強」と評価すべきである。 	・悪化	<p>そもそも当該事案が「発病後の悪化」であるかの特定自体に一定程度の困難が伴うことがうかがわれ、かかる事情如何によって判断基準が大きく異なるのは、業務を要因とする労働者の疾病等に対して公正な保護を実現するという労災保険法の趣旨に悖るといふべきであるから、裁判所としては、専門検討会報告書の考え方を踏まえ、本件労働者の具体的な病状の推移や具体的な出来事の内容等を総合考慮し、相当因果関係の認定を行えば足りるものと解される。</p> <p>したがって、発病ないし悪化時点での本件労働者の具体的な病状の推移や具体的な出来事の内容等を総合考慮した上で、業務による心理的負荷が、平均的労働者を基準として、社会通念上客観的にみて、精神障害を発病させる程度に強度であるといえ、業務に内在する危険が現実化したと認められる場合には、当該発病ないし悪化についても業務との相当因果関係を認めて差し支えないものと解される。</p> <p>本件悪化以前に本件労働者が寛解に至っていたとまでは認められないものの、平成27年2月頃の時点で原告の病状は相当程度安定していたこと、原告の症状が顕著に悪化したといえる同年4月2日は、まさに15日間の連続勤務の最終日であり、原告の病状は業務上の負担に応じて悪化に向かっていることからすると、本件悪化は、原告の病状が自然的に増悪したのではなく、まさに業務に内在する危険が現実化したものと認められる。</p>